

平成27年3月26日

市政記者クラブ 様

名古屋市消費生活センター

担当：杉野・板倉

電話：222-9679

「金融商品・高齢者 悪質商法110番」相談窓口の開設をお知らせします

名古屋市消費生活センターは平成27年4月1日（水）より愛知県弁護士会投資被害弁護団の協力を得て「金融商品・高齢者悪質商法110番」の窓口を開設しますのでお知らせします。市民の方への周知をよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

名古屋市消費生活センターでは、平成24年10月1日より「金融商品等特別相談」窓口を開設し2年半が経過しましたが、高齢者を中心に詐欺的な投資商法等の金融商品に関する相談は現在も続いています。

また、高齢者は日中一人で自宅にいる場合も多く、金融商品以外でも悪質業者の強引な訪問販売や電話による勧誘に狙われやすく、当センターでも高齢者の悪質商法による被害に関する相談が多く寄せられています。

そこで、従来通年で実施していた「金融商品等特別相談窓口」と、11月に5日間限定で実施していた「金融商品・高齢者悪質商法110番」を統合し、「金融商品・高齢者悪質商法110番」として通年実施をすることにより、高齢者を狙う悪質商法のさまざまな相談に対応できる体制を強化します。

2 対 象

市内在住・在勤・在学の方

3 開始日

平成27年4月1日（水）より 月～金曜日 （祝日、年末年始を除く）

4 相談体制

(1) 相談員による電話相談

午前9時～午後4時15分

電話番号 **222-9671**
くろーない

(2) 弁護士による面談相談

午後1時30分～午後4時

当センターで弁護士が、無料の面接相談に応じます。（要予約）